資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇〇万円減少し一七〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年五月十八日であり、株主総会の決議は、同日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年四月十三日

横浜市磯子区洋光台六丁目三八番一八号

有限会社三深薬局

代表取締役　楠崎　立子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月三十日

掲載頁　八十七頁（号外第二六九号）

平成二十八年四月十三日

岐阜県羽島市正木町大浦三三二二番地

株式会社日興テキスタイル

代表取締役　水野　洋一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十八年五月二十六日であり、株主総会の決議は、平成二十八年四月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年四月十三日

広島市東区戸坂千足一丁目一番二一号

有限会社あららぎ建築社

取締役　吉田　順治

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ebisu-toraji.com/IR/

平成二十八年四月十三日

東京都江東区辰巳三丁目七番二六号

株式会社トラジ

代表取締役　金　信彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年四月十三日

静岡県浜松市中区中央二丁目一一番二〇号

株式会社イイダ

代表取締役　飯田美知子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるザン・ケビンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年四月十三日

東京都千代田区霞が関三丁目八番一号

KW Majestic West,LLC

日本における代表者　ザン・ケビン

限定承認公告

本籍鹿児島県大島郡伊仙町大字阿三　一一一九番地、最後の住所兵庫県三田市東本庄二〇一七番地

被相続人　亡　政　秀良

右被相続人は平成二十八年一月五日死亡し、その相続人は平成二十八年四月四日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

神戸市須磨区北落合五丁目一一―一〇

相続財産管理人　政　纖廣

限定承認公告

本籍広島県呉市下蒲刈町下島三四一八番地、最後の住所広島県呉市下蒲刈町下島三四〇六番地の七

被相続人　亡　臼井　義数

右被相続人は平成二十七年六月二十八日死亡し、その相続人は平成二十八年三月二十三日広島家庭裁判所呉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月十三日

広島県呉市下蒲刈町下島三四〇六番地の七

限定承認者　臼井　巳年

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を百十二億円減少させ、金二百六十六億二千九百九十五万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十八年五月十六日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月八日

掲載頁　八十七頁（号外第一五三号）

平成二十八年四月十三日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

東糀谷集合型工場特定目的会社

取締役　藤田　収二

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十八年三月十八日（号外特第十二号）公布法律第九号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律）（印刷誤り）				
四四	一三～三四	行頭を一文字上げる。		
平成二十七年九月三十日（号外第二百二十四号）公布政令第三百四十四号（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令）（印刷誤り）				
一九二ページ下段終りから一行目の「第四十五」は「第四十五の誤り。				
一九三ページ上段一行目の「条第一項」は「条第一項の誤り。				
平成二十七年八月七日（号外第百七十八号）公布内閣府令第四十七号（地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り）				
八下	一二	おいて	読み替えて	
〃	〃	〃	〃	
平成二十八年三月三十一日（号外特第十三号）公布財務省令第二十二号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
五三四	下	一三	配当等の額	配当等の額に係る事業年度（以下この条において「適用事業年度」という。）分の法人税
〃	〃	一四	配当等の額	配当等の額に係る事業年度（適用事業年度に該当する事業年度を除く。）分の法人税
平成二十八年三月三十日法務省告示第百六十九号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
四二			三興京都豊島区南大塚2丁目16番5号	東京都中野区中野5丁目11番110号

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十三日付第八六号八〇日付衆会第一〇号四〇ページ

ページ●同日付政府調達第七〇号一六ページ●二月九ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）